

ID: 446

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用料の減免																																
例 規 名 根 拠 条 項	長門市教育集会所条例 第6条																																
例 規 番 号	平成17年条例第173号																																
【根拠条文】 (使用料) 第 6 条 集会所の使用料は、長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)の定めるところによる。 2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び長門市教育集会所条例施行規則第6条による。 (使用料の減免) 第 6 条 条例第 6 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第 4 条に定める申請書に必要事項を記入し、教育委員会の承認を受けなければならない。 2 使用料の減免基準は、次に定めるところによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事由</th><th colspan="2">減免の率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。</td><td></td><td>100%</td><td rowspan="7"> 入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 </td></tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。</td><td>ア 教育課程で使用する場合</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 上記以外の場合</td><td>80%</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。</td><td>ア 活動内容が公共的・公益的な場合</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>イ 上記以外の場合</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>(4) 市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。</td><td></td><td>100%</td></tr> <tr> <td>(5) 市以外の官公庁が使用する時。</td><td></td><td rowspan="2">50%</td></tr> <tr> <td>(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。</td><td></td></tr> <tr> <td>(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。</td><td colspan="2"></td><td>教育委員会が定める額</td></tr> </tbody> </table>				事由		減免の率		(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する場合		イ 上記以外の場合	80%	(3) 市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%	イ 上記以外の場合	80%	(4) 市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。		100%	(5) 市以外の官公庁が使用する時。		50%	(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。		(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。			教育委員会が定める額
事由		減免の率																															
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																														
(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する場合																																
	イ 上記以外の場合	80%																															
(3) 市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%																															
	イ 上記以外の場合	80%																															
(4) 市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。		100%																															
(5) 市以外の官公庁が使用する時。		50%																															
(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。																																	
(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。			教育委員会が定める額																														
標準処理期間	3日																																
備考																																	
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日																														